第2部 本編

警察の組織と 公安委員会制度

第1節 警察の組織

第2節 公安委員会の活動







警察の組織

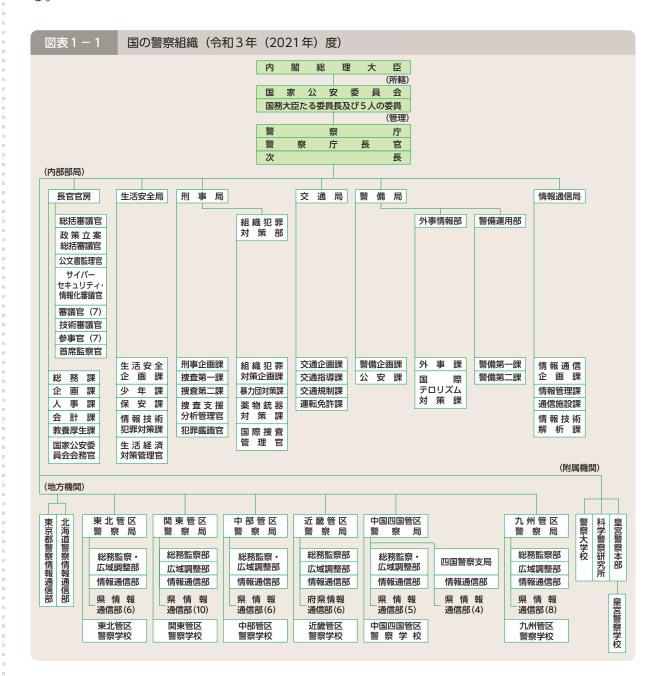
(1) 公安委員会制度

第

公安委員会制度は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。国家公安委員会委員長には、治安に対する内閣の行政責任の明確化を図るため、国務大臣が充てられている。

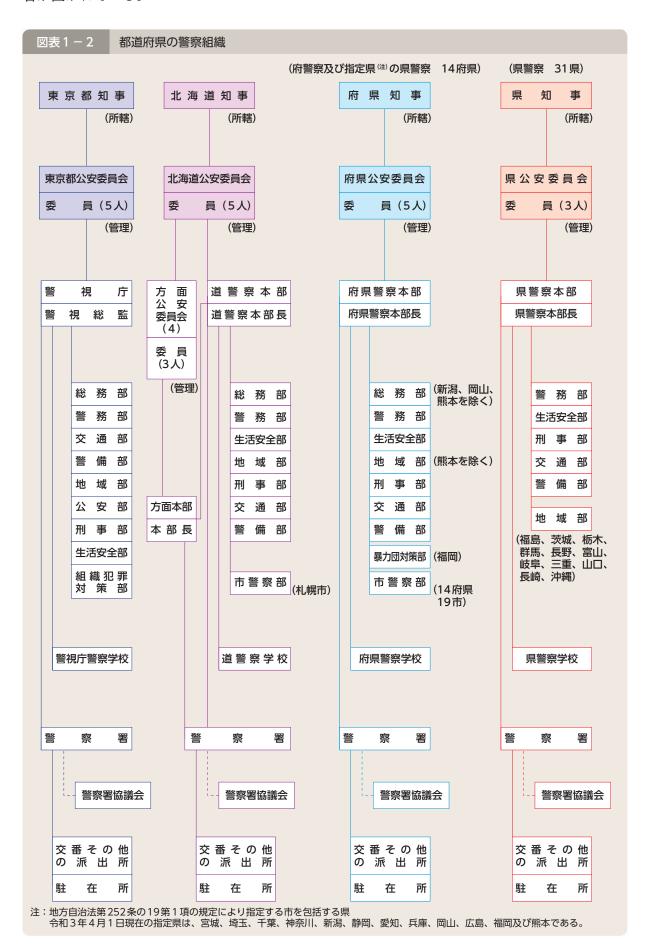
(2) 国の警察組織

執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。



(3) 都道府県の警察組織

令和3年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,149の警察 署が置かれている。



第一章

公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

1) 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内 閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

∞ ≠ 1 つ	国党公立未呈会の推出	(会和っケ	(2021年)	6 P 1 D IB /
図表1-3	国家公安委員会の構成	一十の字は	(20214)	0月1日現任)

委	員 長	小止	比木	八	郎	国務大臣、衆議院議員
委	員	安	藤	裕	子	元裁判官
委	員	小	H		尚	元会社役員
委	員	櫻	井	敬	子	大学教授
委	員	横	畠	裕	介	元内閣法制局長官
委	員	宮	崎		緑	大学教授

② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会では、国家公安委員会を 規則の制定、警察信 の任命、監察の指示、 交通安業務計画の 等、警察法やその 権限に属させられた 事務を行うほか、警察 察庁が担う警察制度



国家公安委員会の定例会議

の企画立案や予算、国の公安に関する事案、警察官の教育、警察行政に関する調整等の事務に ついて警察運営の大綱方針を示し、警察庁を管理している。

国家公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するものとしている。また、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況については、ウェブサイト(注2)で紹介している。

注1:都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

2:**国家公安委員会ウェブサイト**(https://www.npsc.go.jp/)



٠.

CASE ()

令和2年9月、国家公安委員会委員長は、 全国地域安全運動中央大会に出席し、祝辞を 述べた。



祝辞を述べる国家公安委員会委員長

٠.,

令和2年11月、国家公安委員会委員は、 石川県を訪れ、県警職員との意見交換を行っ たほか、警察学校の施設、移動交番車等を視 察した。



移動交番車を視察する国家公安委員会委員

. .

CASE

CASE (2

令和2年11月、国家公安委員会委員は、 鹿児島県を訪れ、ヘリコプターによる上空視 察を行ったほか、管内の警察署や駐在所等を 視察した。



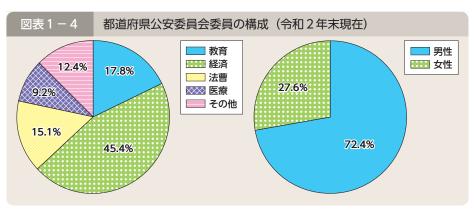
駐在所を視察する国家公安委員会委員

(2) 都道府県公安委員会

1 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県 及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が

都道府県議会の同意 を得て任命する。た だし、道、府及び指 定県の場合は、委員 のうち2人の任命は 当該道、府及び県が 包括する指定市の市議会の市議会の市議会の 意を得て推薦した者 について行う。



2 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故及び災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。

都道府県公安委員会は、通常、



群馬県公安委員会のウェブサイト

毎週1回定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、 警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような 活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。

CASE

令和2年9月、滋賀県公安委員会委員は、無線中継所を訪問し、中継所の役割等の説明を受けたほか、中継所の機械設備を視察した。



無線中継所を視察する滋賀県公安委員会委員 (左から2人目・3人目)

CASE

令和2年10月、愛媛県公安委員会委員は、女性職員を対象とした働き方等に関するセミナーに出席し、参加者と意見交換を行った。

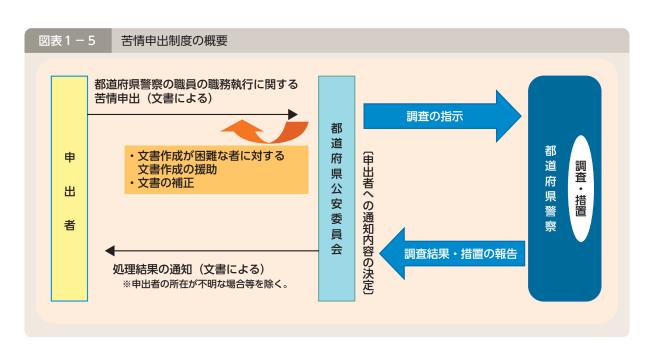


セミナーに出席する愛媛県公安委員会委員

(3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。令和2年中は、全国の都道府県公安委員会において992件の苦情を受理した。

なお、警察本部長や警察署長に対して申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執 行についての苦情でこの制度によらない申出についても、処理の結果を申出者に通知するなど の対応を行っている。



また、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

(4) 公安委員会相互の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催している。

また、各管区及び北海道においても、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安 委員会相互の連絡会議を開催しており、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢や それぞれの取組についての報告や意見交換を行っている。

さらに、都道府県公安委員会相互の意見交換を行うとともに、都、道、府及び指定県の公安 委員会相互の連絡会議を開催している。

令和2年中は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国家公安委員会と全国の都道府 県公安委員会との連絡会議や各管区の連絡会議等は開催されなかったが、北海道内公安委員連 絡協議会定例総会については、テレビ会議システムを活用して開催された。



令和2年11月、北海道内公安委員連絡協議会定例総会がテレビ会議システムを活用して開催され、北海道公安委員会委員及び各方面公安委員会委員会委員等が出席した。同総会では、北海道警察重点目標等について、意見交換を行った。



北海道内公安委員連絡協議会定例総会(テレビ会議)

プログロック 表 有座の器

栃木県公安委員会委員長 ^{よもぎ た}かつみ **蓬** 田 勝美

委員就任 平成28年10月1日

令和2年の春は新型コロナウイルス感染症の感染爆発の重大局面と叫ばれた時期で、この後、社会情勢がどのようになるのかは全く予測ができず、早く平穏な生活が送れるように、また、医療従事者には、これ以上感染者も出ず、亡くなられる方もなくということを願うばかりでした。それから約1年間、本当に色々なことがありました。ニューノーマルという言葉も聞かれますが、反対に、昔から変わらないことに思いをはせることもありました。

宇都宮市内の日光市に向かう峠道に小さな観音堂があります。その由来を読んでみると、 江戸時代、その地で疫病がはやって死者が出るような状況の中、修験者が山あいの沢のほ とりで観音様を見つけ、その観音様を、お堂を建てて祀ったところ、その土地の疫病がや んだ、というのです。そのような話は日本の各地にあるのではないでしょうか。



現在、新型コロナウイルス感染症に対しては医療従事者をはじめとする多くの方々の献身的な治療行為によって多くの人々の生命や健康が守られています。しかし、その医療が崩壊してしまえば、結局は、江戸時代と同じく「祈り」しかなくなってしまいます。改めて、私たちの社会生活の基盤を支える職業(それは全ての職業ということと思いますが)の重要性を思うとともに、それぞれの分野における献身的な精神の崇高さを感じます。

栃木県警察の歴史では、かつて、警察官の殉職者の多くが感染症で亡くなられたと、公安委員になって教えられました。現在の医療従事者と同じ役割は従来、警察組織にも同様に求められ、また、その精神は現在の警察組織の中にも宿っているものと思います。

ところで、公安委員会の役割については、決裁事務を処理するとともに、「管内における事件、事故及び災害の発生状況と警察の取組、治安情勢とそれを踏まえた警察の各種施策、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。」と説明されています。

今回の新型コロナウイルス感染症との関連で、この「報告を受け、これを指導することにより」「管理」するということが気になったところです。県警の幹部の皆様が一堂に会して議論するということは大変重要なことです。特別なことがない限りそのことを揺るがすことはできるものではありません。しかし、非常時にはどのような管理が可能なのでしょうか。つまり、非常時とはどのような状況を言い、また、そのような状況ではどのような管理が必要なのでしょうか。そのようなことを平時に検討することも必要なことのように思われます。今回の新型コロナウイルス感染症の感染予防対策では、3つの密を避けることが推奨されています。このような機会に「定例会議の場等で」「報告を受け」ということを見直し、別の方法・手段はないかと検討してみることも、「管理」の在り方を考えるためには有益ではないかとも考えられます。

ただ、私が公安委員会の役割についていつも悩むのは、「管理」とは何なのか、ということです。「管理」というと、 指導監督のようなイメージになりますが、実体は、それだけではなく、��咤、激励、称揚、感謝、共感等というよう な多くの要素が含まれているようにも思います。同じ価値観にはならず、警察の価値観にも配慮しつつ、ということ が管理には必要であるように感じています。

栃木県には日本最古の学校と言われる足利学校があります。そこには、「宥座の器」というものがあります。「宥座」とは、常に身近に置いて戒めにするという意味です。その器というのは壺状のもので、水が入っておらず、空のときは傾き、ちょうど良いときはまっすぐに立ち、水をいっぱいに入れるとひっくり返ってこぼれてしまうというものです。孔子の説いた「中庸」ということを教えるものと言われています。「管理」の極意は、この「中庸」にあるのではないかとも考えたりします。

このような文書を書いていると、温故知新という言葉も思い浮かびます。拙い意見を述べさせていただき、ご批判 もあろうかと思いますが、理解不十分な点は何卒ご容赦していただければ幸いです。